

生活支援技術の教授方法について

－学生の介護実習体験と授業評価からの再検討－

Teaching Methods of the Techniques of Livelihood Support : Reconsidering the Methods of Students' Care Practicum and Class Evaluation

平野 啓介
Keisuke HIRANO

旭川大学短期大学部

Abstract

In 2019, a new curriculum for the training courses of care workers had been initially introduced to four-year colleges. The new curriculum includes the categories: "objectives of the subject," "objectives of the educational contents of the subject," "matters of its instruction," "points of attention," and "reference examples."

In order to examine whether or not our teaching methods of the techniques of livelihood support have met the objectives of the new curriculum, I conducted an exploratory survey on the techniques of livelihood support taught in a course called "Practicum I," in which the students study various types of facilities through practical and introductory trainings. I also conducted a survey of the class evaluation of the course "Techniques of Livelihood Support."

I asked two questions in a focus group interview to eleven freshmen who study at Z care worker training institution (a two-year course): How many times have you experienced the techniques of livelihood support taught in "Practicum I"? and What do you want to learn in "Techniques of Livelihood Support"?

As a result, in "Practicum I," the students could experience the areas of study (excretion and meal-time assistance, in particular) which they were unable to study in their regular classes. In addition, my interviews with the students show that they experienced anxiety during the practicum although they had received instructions, practice cases and guidance in advance. Finally, class evaluation shows that the students wished to attend "Practicum I" after they studied the techniques of livelihood support such as excretion and mealtime assistance in the classrooms.

In the introductory and experimental course "Practicum I," the students have a number of opportunities in which they are able to learn various techniques of livelihood support. Therefore, the curriculum of the course "Techniques of Livelihood Support" needs to be reorganized in order to confirm the beginning period of "Practicum I." In the meantime, the college teachers must improve the way they share information with the instructors of the training facilities, as well as enhance the curriculum of practicum.

抄録

2019年度より4年課程大学等から、介護福祉士養成課程の新カリキュラムが順次導入されている。新カリキュラムには「領域の目的」「科目の教育内容のねらい」「教育に含むべき事項」「留意

点」を踏まえ、「教育内容例」も示された。

本研究では、新カリキュラムのねらいに沿い、専門職養成で重要な介護実習と関連する生活支援技術の教授方法の再検討のため、多様な施設種別を体験的・導入的に学ぶ「実習Ⅰ」で、どのような生活支援技術の体験をしたのか、授業「生活支援技術」の授業評価と併せ探索的な調査を行った。

介護福祉士養成施設（2年課程）Z校の第1学年11名に対し、「実習Ⅰ」での生活支援技術の体験回数を聴き、さらに科目「生活支援技術」でどのような授業があると良いかフォーカス・グループ・インタビューを実施した。

その結果、実習Ⅰ時期と履修した生活支援技術の授業内容を比較すると、「未学習のまま」実習体験する領域（排泄、食事等）があること。実習指導者から、説明、実践方法の見本、付添い指導を受けるも、「不安をかかえながら」の体験という課題と、未学習部分に関する座学、演習への学習の要望がインタビュー結果に顕れた。

生活支援技術の教授方法について、実習Ⅰ開始時期を踏まえた生活支援技術全般の授業内容と実習指導者との連携強化について再検討を要する。

1. はじめに

本研究は、「介護福祉士養成新カリキュラム教育方法の手引き」で示された介護実習で想定される教育内容の例をふまえ、実践基盤となる「生活支援技術」を取りあげる。その生活支援技術の学習成果を初めて体験することとなる介護実習および生活支援技術の授業評価から示唆を得て、その教授方法について再検討することを目的とする。

1987（昭和62）年「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されてから、介護福祉職の国家資格である介護福祉士の登録者数は、2020（令和2）年1月末日現在で1,694,126名となった¹⁾。「入浴、排泄、食事その他の介護」（いわゆる三大介護）²⁾から、「心身の状況に応じた介護」³⁾を業とする者へと介護福祉士の定義が遷移し、認知症、終末期さらには様々な障害を持つ人への介護へと拡大。介護サービス利用者（以下利用者）の心理面、社会面に配慮した支援を行う専門職として位置づけられている。

介護福祉士国家試験の受験資格には現在複数のルート（道）があり、養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルート、経済連携協定（EPA）ルートがある⁴⁾。本研究は、介護福祉士養成施設（2年以上）（以下養成施設）ルート⁵⁾の学生に対して行う。

介護福祉士養成教育は、その修業年限におい

て（1）介護の根拠となる知識、技術の基本を理論的に学習する（以下座学）、（2）知識、技術の基本をふまえ学内で課題に取り組む（以下演習）、（3）最先端の現場にでかけ、学校での座学、演習で身につけた知識、技術を実践し（以下実習・実習指導）、新たな学習課題を見つけるという循環学習である。

制度化当初からの養成カリキュラム（いわゆる旧カリキュラム）では、基礎科目及び専門科目並びに介護実習あわせて1,650時間の内容であった。介護福祉士が誕生してから今日に至るまで、高齢化の進展と国民の介護ニーズの複雑化、多様化に対応するため、2009（平成21）年から介護福祉士養成教育が「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編。合計1,800時間以上の課程として施行された⁶⁾。

その後も2017（平成29）年度に介護福祉士養成課程のカリキュラム改正が行われ、2018（平成30）年度を周知期間として、2019年度より新たなカリキュラムが4年課程大学等から順次導入されている。介護福祉士養成の創生期には、介護の質について幾度と議論された経過があるが、その後の慢性的な介護人材の不足状況の中で、質よりも量としての人材確保対策が注目されるようになった。

そればかりでなく、いわゆる2025年問題への介護人材確保へ向け「量的確保」と「質的確保」

生活支援技術の教授方法について
 - 学生の介護実習体験と授業評価からの再検討 -

の同時達成へ向け総合的に取り組む必要性が打ち出された⁷⁾。2017 (平成 29) 年 10 月「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」が示され、介護福祉士は、介護職のグループの中で中核的な役割を果たすこと。認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できるように養成する必要があるとし、「求められる介護福祉士像」の見直しなどが行われた⁸⁾ (図 1)。

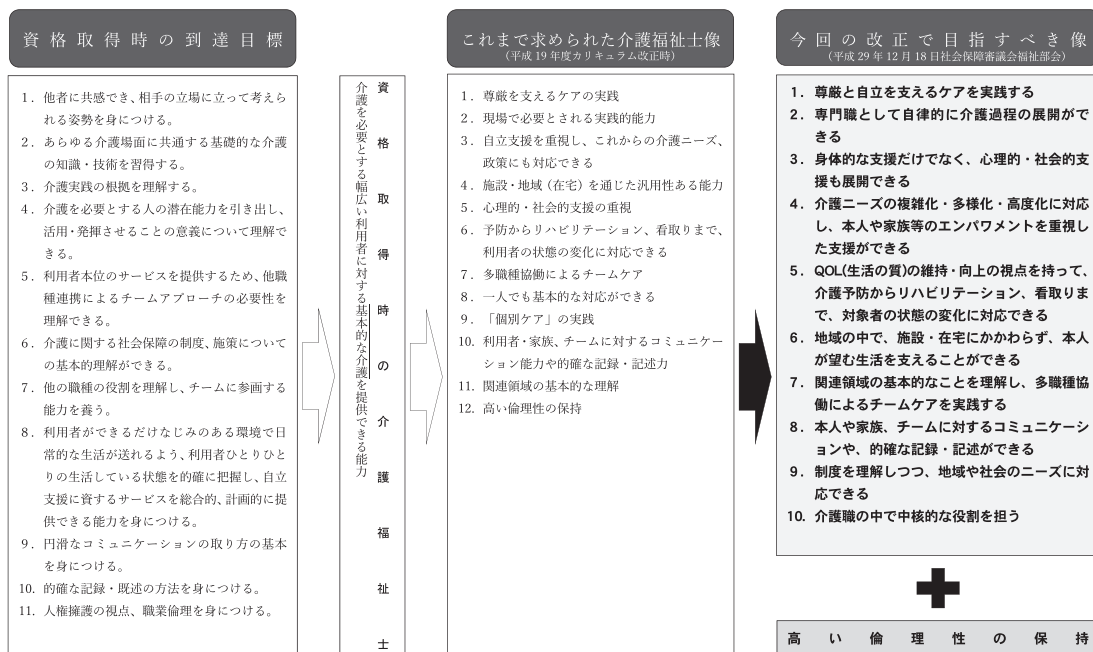
今回の改正では「求められる介護福祉士像」として、2007 (平成 19) 年度時のカリキュラム改正時の 12 項目を、10 項目へと整理した。「高い倫理性の保持」は 10 項目の前提として必要な基本的姿勢として重要な項目であることから独立させた。現在の求められる「介護福祉士の専門性」が表現され、この教育内容の実践と具現化を目標とした。

日本介護福祉士養成施設協会(以下 介養協)

は、2019 年度の順次導入に向け、教育内容の円滑移行に向け「介護福祉士養成新カリキュラム教育方法の手引き」(以下 手引き)を作成した。新カリキュラムの「領域の目的」「科目の教育内容のねらい」「教育に含むべき事項」「留意点」を踏まえ、教授する「教育内容例」も見直し提示した。

前述の通り介護福祉士養成教育は、その修業年限において (1) 座学、(2) 演習、(3) 実習・実習指導の循環学習を積み重ねていく。2009 (平成 21) 年のカリキュラム改定で示された「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の 3 領域⁶⁾を座学、演習で体系的に学び、介護実習施設 (以下 施設) へと赴く。手引きにある介護実習の教育内容のねらいの一つには、「地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する」学習と示されている。

介護実習では、学んだ知識と技術を統合させ



【出典】

厚生労働省 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会 第 1 回資料 (平成 21 年 3 月 29 日) 及び

厚生労働省 第 20 回社会保障審議会福祉部会「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」(福祉人材確保専門委員会報告書) (平成 29 年 12 月 18 日) を一部改変

図 1 求められる介護福祉士像

ながら、介護実践に必要な観察力、判断力、思考力を養う。なかでも利用者への「生活支援技術」は、その実践を通じて、直接的または間接的に関わる機会が生まれる。第1学年から「尊厳の保持」「自立支援」「生活の豊かさ」といった観点や利用者主体の生活が継続できるよう根拠に基づいた介護実践が求められる。いわば「量的確保」と「質的確保」の同時達成には、養成施設と介護実習施設双方の協力体制をとることは自明である。しかし、利用者の介護度の重度化、生活ニーズの多様化、人員不足による繁忙化等に端を発し、実習指導に十分な時間が割けない現実もある。

2009(平成21)年度カリキュラムで新設された実習施設・事業等(Ⅰ)⁹⁾(以下 実習Ⅰ)は、入学後の導入的な実習として設定されることが標準的である。そこでは多様な暮らしの場と介護実践の体験が可能となる。

とはいうものの、入学後半年から1年未満の学習において、カリキュラム上での未学習や、介護実習施設での指導(例 利用者の特徴・心身機能の説明、個別対応における留意点、実習指導者の支援を手本として見せる、学生の実践に付添う、付添なしに実践させる、実践後の評価をする等)が充分にない状況下での体験(とりわけ「生活支援技術」の実践)も想定される。貴重な実習体験が可能となる反面、生活支援技術の習熟度による利用者へもたらすリスクが養成施設、介護実習施設を悩ませる。人材の「質的確保」を達成するには導入的な実習である実習Ⅰの充実が求められる。

そこで本研究では、実習Ⅰを終えた学生に対し、体験した生活支援技術に関するアンケート調査と実習Ⅰに臨むために養成施設でどのような授業があれば理解が深まるかインタビューを行った。その結果から、目指すべき介護福祉士像の達成に向けた教授方法の再検討への示唆を得ることとした。

Ⅱ. 研究方法

1. 対象者

介護福祉士養成施設(2年課程)Z校に在籍

する実習Ⅰを終えた第1学年11名。

Z校の実習Ⅰは、2019年8月X日～2019年9月X日において7日間かつ50時間であった。

2. 調査期間・調査方法

(1)無記名式のアンケート調査

- ①調査日は2019年12月6日。実習Ⅰにおいて経験した生活支援技術の回数をたずねた。
- ②実習Ⅰでどのような生活支援技術を体験したのか傾向をつかむため、時間数は問わないこととした。
- ③Z校発行「介護実習要項(令和元年度版)」にある「生活支援技術実施体験チェックリスト」を一部変更したものを用いて回数をたずねた。回数の正確性を担保するため、実習記録(日誌)、実習メモを参照し記入するよう依頼した。
- ④体験の内容について4つの尺度を設定した。

①その生活支援技術について、説明を受けた(以下 説明)
②その生活支援技術について、指導者(介護職員)の支援現場を見学した(以下 見学)
③その生活支援技術について、指導者(介護職員)の付添いのもと体験した(以下 付添いのもと体験)
④その生活支援技術について、指導者(介護職員)なしに体験した(以下 付添なし体験)

該当する上記尺度ごとに体験回数を記入するよう依頼した。

いずれも体験していない場合は、その箇所を0(ゼロ)と記入するよう依頼した。

- ⑤実習Ⅰを経験するにあたり、養成施設からどのような授業があると理解が深まると思うか、自由記述として依頼した。
- ⑥所要時間は概ね45分程度であった。

(2)フォーカス・グループ・インタビューの実施

- ①2019年12月6日に実施したアンケート調査をふまえて、どのような生活支援技術の授業内容があれば実習Ⅰに望めるか自由に語ってもらった。2019年12月13日に実施した。
- ②発言内容について批判的態度を取らないなどルールを設定し、対象者全員に語る機会を担保した。

③所要時間は 60 分程度であった。

藤郁哉¹⁰「質的データ分析法」を参考にした。

3. 倫理的配慮

旭川大学短期大学部研究倫理委員会（旭川大学短期大学部における人間を対象とする研究審査申請）の承認（受付番号 3）を得て実施した。

対象者へ、依頼文書および口頭で、研究目的、意義、方法を説明した。インタビュー内容について、個人の特定がされることはないこと。本調査への回答は任意であり、インタビューの中断およびそれに対する不利益は、本人、関係者を含め一切生じないこと。インタビューデータの取り扱いおよび調査研究結果について実習指導者会議等で活用される可能性があることも説明し、承諾書を得た。

4. 分析方法

- (1) 体験した生活支援技術の回数に関する無記名式アンケート調査については、単純集計とし、質問項目ごとに全対象者の数を合算した（表 2）。さらに、実習種別ごとに経験回数と配置学生数で除して平均値を示した（表 3）。
- (2) フォーカス・グループ・インタビューについては、ICレコーダーに録音し、文字テキストデータを作成。文脈の内容に配慮しつつ、生活支援技術項目について定性的コーディングを施し結果に示した。分析は佐

III. 結果

1. 基本属性

調査における回収状況は 11（回収率 100%）であった。

対象者の属性について表 1 に示した。11 名のうち 10 名が高等学校を卒業し Z 校へ入学してきた。1 名は職業訓練生としての入学である。

実習 I で配属された実習種別は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）2 名（18.2%）、介護老人保健施設 6 名（54.5%）、障害者支援施設 3 名（27.3%）であった。

2. 体験した生活支援技術の回数

Z 校発行「介護実習要項（令和元年度版）」にある「生活支援技術実施体験チェックリスト」は、生活支援技術を 11 項目（コミュニケーション、環境整備、移乗・移動、衣服の着脱、食事、排泄、保清、バイタルサイン、医療的ケア、生活の維持・拡大、委員会活動・会議）に分類しており、学生個人の生活支援技術体験を数値化し客観的に確認できる様式になっている。

11 項目の最初には、コミュニケーションについて示されているが、生活支援技術実践の起点となり、その回数も相当数になることから調査項目から除外した。

各項目と体験の内容について、4 つの尺度

表 1 対象者の属性

		人数	%
性別	男性	6	(54.5)
	女性	5	(45.5)
年齢 ^{注1)}	18 歳	2	(18.2)
	19 歳	8	(72.7)
	50 代 ^{注2)}	1	(9.1)
実習種別	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	2	(18.2)
	介護老人保健施設	6	(54.5)
	障害者支援施設	3	(27.3)

注 1) 調査日時点の年齢である。

注 2) 匿名性を確保するため実年齢ではなく年代とした。

表2 体験した生活支援技術の回数

No.	生活支援技術	項目	体験回数の合計 ^(注1)	① ^(注2)	②	③	④
1	環境整備	快適な室内環境（温度、湿度、採光、照明、換気）を整える	6	25	5	4	
		ベッドメイキングをする	10	23	30	8	
		シーツ交換をする	11	30	39	8	
		居室内の掃除をする	15	27	20	17	
		ベッドの周囲物品を整える	7	34	56	9	
		要支援者が希望する生活環境に整える	4	10	8	0	
2	移乗・移動	起居動作をする	11	121	15	0	
		体位変換、安楽な体位・姿勢を保持する	20	92	58	5	
		移乗（例 ベッドから椅子へ）介助をする ※福祉用具使用も含む	20	144	12	0	
		移動（例 居室から入浴室へ）介助をする ※福祉用具使用も含む	15	60	93	29	
		歩行介助（手引き、杖、歩行器を含む）をする	17	33	37	40	
3	衣服の着脱	状況にあわせて衣服の選択をする	4	11	0	0	
		着脱介助をする（皮膚の観察も含む）	15	59	13	4	
		洗濯をする	6	0	1	0	
		要支援者の生活にあわせた衣服の管理をする	1	10	1	0	
		補装具の着脱をする	1	10	0	0	
4	食事	食事の配膳・下膳をする（例 食べやすい工夫をすることも含む）	169	172	252	338	
		要支援者へエプロンをかける	14	22	114	160	
		咀嚼・嚥下の観察をする	68	95	130	31	
		食欲・食事摂取量（水分も含む）の観察をする	63	148	58	33	
		食事介助をする	10	50	21	7	
		水分摂取介助をする	14	33	23	8	
		自助具を活用する	2	21	3	0	
5	排泄	トイレ誘導をする	119	259	0	0	
		ポータブルトイレで排泄介助をする	0	35	0	0	
		トイレで排泄介助をする	114	168	84	0	
		便器・尿器を使用する	0	35	0	0	
		おむつ交換をする	124	229	271	5	
		陰部洗浄をする	24	142	76	3	
		ストマ使用者の介助をする	16	23	0	0	
6	保清	浴室までの出入り（搬送）介助をする	39	63	12	20	
		浴槽内での着脱介助（水分の拭き取りも含む）をする	40	49	25	1	
		機械浴槽の介助をする	44	86	4	6	
		そのほかの浴槽での介助をする	27	29	1	0	
		シャワー浴介助をする	32	71	1	0	
		洗髪をする	25	64	0	1	
		全身清拭をする	12	36	6	5	
		部分清拭をする	9	38	7	5	
		手浴または足浴をする	9	23	5	5	
		水分補給をする	13	39	28	19	
		洗面介助をする	2	9	0	0	
		歯磨き、うがい、口腔清拭をする	7	28	0	0	
		義歯の取り外し、洗浄をする	4	13	2	1	
		爪切りをする	14	17	2	0	
		ひげそりをする	0	11	0	0	
眼、耳、鼻の垢をとる	11	1	10	0			

生活支援技術の教授方法について
－学生の介護実習体験と授業評価からの再検討－

7 バイタルサイン	呼吸測定をする	5	21	161	20
	血圧測定をする	8	34	161	20
	検温をする	7	24	161	20
	脈拍測定をする	8	34	161	20
8 医療的ケア	褥瘡の対応をする	9	5	0	0
	巻法の対応をする	0	0	0	0
	服薬（内服、点眼、塗布、貼付、座薬）の対応をする	8	76	4	0
	胃ろうのケアをする	3	3	0	0
	喀痰吸引のケアをする	4	2	0	0
	ターミナルケアの介助をする	0	0	0	0
9 生活の維持・拡大	日中のレクリエーションプログラムの介助をする	17	20	19	2
	買い物ほか外出の介助をする	0	0	0	0
	クラブ活動・行事の介助をする	16	13	12	3
	デイサービス・デイケア送迎の介助をする	4	4	2	0
10 委員会活動・会議	申し送りに参加する	7	36	28	5
	委員会活動に参加する	0	0	1	0
	ケア・カンファレンスに参加する	10	8	12	1
	防災訓練に参加する	0	0	2	0
	そのほかの活動に参加する	0	0	2	0

注1) 合計回数は、体験内容について対象者全員の記入回数の合算である。体験していない場合は、その箇所が0（ゼロ）表記とした。

注2) Z校発行「介護実習要項（令和元年度版）」にある「生活支援技術実施体験チェックリスト」を一部改変したものに回数を記入し、体験の内容について、前述の4つの尺度「①説明、②見学、③付添いのもと体験、④付添なし体験」に該当する回数を記入してもらった。

（①説明、②見学、③付添いのもと体験、④付添なし体験）ごとに体験回数を記入してもらい、それぞれの項目の数を合算したものを表2に示した。

除外したコミュニケーション以外の10項目の結果を概観すると、4つの尺度①②③④すべてに該当する生活支援技術は「1 環境整備」（快適な室内環境、ベッドメイク、シーツ交換、居室内清掃、ベッドの周辺を整える）、「2 移乗・移乗」（起居動作をする、体位変換、安楽な体位・姿勢の保持をする、移動介助、歩行介助をする）、「3 衣服の着脱」（着脱介助をする）、「4 食事」（食事の配膳・下膳をする、要支援者へエプロンをかける、咀嚼・嚥下の観察をする、食欲・食事摂取量（水分も含む）の観察をする、食事介助をする、水分摂取介助をする）、「5 排泄」（おむつ交換をする、陰部洗浄をする）、「6 保清」（浴室までの出入り搬送の介助をする、浴槽内での着脱介助（水分の拭き取りも含む）をする、機械浴槽の介助をする、全身清拭をする、部分清拭をする、手浴または足浴をする、水分補給をする、義歯の取り外し、洗浄をする）、「7 バイタルサイン」（呼吸測定を

する、血圧測定をする、検温測定をする、脈拍測定をする）、「9 生活の維持・拡大」（日中のレクリエーションプログラムの介助をする、クラブ活動・行事の介助をする）、「10 委員会活動・会議」（申し送りに参加する、ケアカンファレンスに参加する）であった。

3. 実習期間（7日間）で体験した実習種別ごとの平均回数（10回以上）

実習種別ごとにどの体験数が多いのか、4つの尺度（①説明、②見学、③付添いのもと体験、④付添なし体験）も踏まえ平均回数で10回以上を示した生活支援技術を表3に示した。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）では、「2 移乗・移動」「3 衣服の着脱」「4 食事」「5 排泄」「6 保清潔」の項目について、②見学及び④付添なし体験で10回以上の数値が示された。

次に介護老人保健施設では、「2 移乗・移動」「4 食事」「5 排泄」「7 バイタルサイン」の項目について、①説明、②見学、③付添いのもと体験、④付添なし体験で10回以上の数値が示された。特に「5 排泄」「7 バイタル

表3 実習期間（7日間）で経験した実習種別ごとの平均回数（10回以上）

No.	生活支援技術	項目	実習種別ごとの体験平均回数 ^{注1)}	① ^{注2)}	②	③	④
2	移乗・移動	起居動作をする	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	0.0	31.0	0.0	0.0
		体位変換、安楽な体位・姿勢を保持する		2.5	20.0	8.0	2.5
		移乗（例 ベッドから椅子へ）介助をする		0.0	31.0	0.5	0.0
		移動（例 居室から入浴室へ）介助をする		0.0	1.0	5.0	10.0
3	衣服の着脱	着脱介助をする（皮膚の観察も含む）		2.5	14.0	1.5	0.0
4	食事	食事の配膳・下膳をする（例 食べやすい工夫をすることも含む）		0.5	0.0	2.5	17.5
5	排泄	おむつ交換をする		2.5	20.0	8.5	2.5
		陰部洗浄をする		2.5	25.0	3.5	1.5
6	保清	浴室までの出入り（搬送）介助をする		0.0	0.0	3.0	10.0
2	移乗・移動	移乗（例 ベッドから椅子へ）介助をする	介護老人保健施設	2.2	11.0	1.5	0.0
		移動（例 居室から入浴室へ）介助をする		2.3	8.2	13.3	0.3
4	食事	食事の配膳・下膳をする（例 食べやすい工夫をすることも含む）		11.2	3.7	11.3	30.3
		要支援者へエプロンをかける		0.5	1.8	5.5	17.3
		咀嚼・嚥下の観察をする		2.8	1.7	12.2	1.5
5	排泄	食欲・食事摂取量（水分も含む）の観察をする		2.0	13.5	0.5	1.8
		おむつ交換をする		3.0	9.0	42.3	0.0
7	バイタルサイン	呼吸測定をする		0.8	3.5	26.8	3.3
		血圧測定をする		1.3	4.3	26.8	3.3
		検温測定をする		1.2	3.8	26.8	3.3
		脈拍測定をする		1.3	4.3	26.8	3.3
4	食事	食事の配膳・下膳をする（例 食べやすい工夫をすることも含む）	障害者支援施設	33.7	50.0	59.7	40.3
		要支援者へエプロンをかける		3.3	3.7	26.7	12.7
		咀嚼・嚥下の観察をする		17.0	28.3	18.0	3.3
		食欲・食事摂取量（水分も含む）の観察をする		17.0	22.3	17.3	3.3
		食事介助をする		0.7	12.0	1.3	0.0
5	排泄	トイレ誘導をする		33.7	77.7	0.0	0.0
		ポータブルトイレで排泄介助をする		0.0	11.7	0.0	0.0
		トイレで排泄介助をする		33.7	45.0	28.0	0.0
		便器・尿器を使用する		0.0	11.7	0.0	0.0
		おむつ交換をする		33.7	45.0	0.0	0.0
		陰部洗浄をする		3.7	12.7	0.0	0.0
6	保清	便秘・下痢の対応をする		3.7	10.3	0.0	0.0
		浴室までの出入り（搬送）介助をする		8.3	10.7	0.0	0.0
		一般浴の介助をする		8.7	20.7	0.3	0.0
		機械浴槽の介助をする		8.7	18.3	0.0	0.0
		シャワー浴介助をする		8.3	20.0	0.0	0.0

注1) 実習種別ごとに体験した回数の合算数値を配属学生数で除して、実習期間（7日間）で経験した平均回数（10回以上）を示した。

注2) Z校発行「介護実習要項（令和元年度版）」にある「生活支援技術実施体験チェックリスト」を一部改変したものに回数を記入し、体験の内容について、前述の4つの尺度「①説明、②見学、③付添いのもと体験、④付添なし体験」に該当する回数を記入してもらった。

サイン」において③付添のもと体験が顕著であった。

最後に障害者支援施設であるが、「4 食事」「5 排泄」「6 保清」の項目について①説明、②見学、③付添いのもと体験、④付添なし体験で10回以上の数値が示された。3つの項目について②見学が顕著であった。

実習種別ごとで共通した生活支援技術は「4 食事」「5 排泄」であった。

4. 自由記述およびインタビュー

実習 I を経験するにあたり、養成施設からどのような授業があると理解が深まると思うかを自由記述とインタビューから整理したものが表 4 である。

対象者の語りを、文脈に配慮しつつ整理すると、生活支援技術項目のうち、「1 環境整備」「2 移乗・移動」「4 食事介助」「5 排泄」「6 保清」「7 バイタルサイン」「8 医療的ケア」「10 委員会・会議」に関し挙げた。

語りの内容は表 4 に譲るが、収集された文字テキストデータに対して、それぞれの部分を含む一種の「小見出し」をつけると「授業と実習施設の方法の差異」「ボディメカニクスの体得」「未学習のまま体験」「介護場面での直接指導」「プライベートゾーンケアの難しさ」「バイタルサインの重要性と観察ポイント」「医療的ケアが必要な方の緊急時対応」「申し送り内容の理解度」「認知症の理解」に整理した。

IV. 考察

1. 教育カリキュラムと実習 I 内容の進度比較

Z校の実習 I 開始は8月である。学年暦としては前期に該当する。生活支援技術の授業についてカリキュラムでは「生活支援技術 I」60時間(30コマ)を終え実習 I に臨む。その「生活支援技術」の授業内容と同じく Z校発行「介護実習要項(令和元年度版)」にある「生活支援技術実施体験チェックリスト」と比較すると、「1 環境整備(ベッドメイク、シーツ交換)」「2 移乗・移動(体位変換の学習も含む)」「3 着脱」ならびに「10 委員会・会議」まで学習し

実習 I を体験する。

表 5 は、対象者(学生)と配属された実習種別、生活支援技術の項目に関し自由記述およびインタビューで挙げた項目を整理したものである。

前述の結果 3. 実習期間(7日間)で体験した実習種別ごとの平均回数(10回以上)と合わせると、実習種別ごとで共通した生活支援技術は「4 食事」「5 排泄」であり、前述の結果 4. 自由記述およびインタビューにある「未学習のまま体験」した部分と重なる。実習現場で実習指導者から①説明を受ける、②実践現場を見学する、③付添いのもと体験させてもらう機会はあるも、不安や自分の学習不足について言及している。

他方、実習施設においてその不安、学習不足への補足(あるいは実習現場での実践について指導)を受け理解が促進されたという記述やインタビューでの発言もあった。それぞれの実習種別での体験回数や平均回数の結果をみても生活支援技術について特定の項目を学習するだけでは、実習 I(Z校では7日間)で学ぶ内容に対応できない、あるいは指導を受けつつも未学習かつ不安を抱えたまま体験することになる。

2. 新カリキュラム手引きにある介護実習と生活支援技術の「教育に含むべき事項」との関連

介護実習の教育に含むべき事項に「介護実践の実践的展開」「多職種協働の実践」「地域における生活支援の実践」の3つが示されている。また生活支援技術の教育に含むべき事項には「生活支援の理解」に加え「自立に向けた」それぞれの生活支援技術を教育に含むことが示されている。

介護福祉職チームの中核的役割を果たすことが期待されている介護福祉士は、「尊厳の保持」「自立支援」「生活の豊かさ」といった観点や利用者主体の生活が継続できるよう根拠に基づいた介護実践が求められる。後継者育成としての観点からも養成施設と介護実習現場双方の協力体制をとることは自明である。

表4 実習Iを経験するにあたり、養成施設からどのような授業があると理解が深まると思いますか
(自由記述とインタビューから)

項目 ^{注1)}	定性的コード ^{注2)}	自由記述 ^{注3)}
1. 環境整備	授業と実習施設の方法的差異	・ベッドメイクでの端のシーツの折込み方法を学校では三角形と四角形で習ったが実習施設では被せるタイプのものを使用していたんです。
2. 移乗・移動	ボディメカニクスの体得	・寝てる利用者の移動介助が重かった。ボディメカニクスを活用していないので腰を痛めてしまった。 ・移乗での利用者への触れ方。身体を動かすときにぶつけたりとかするとすぐケガとかしちゃうし、体罰しちゃうしとかもしたら大変だから、知識もないと危ないから、移乗介助の学習が大切。
4. 食事介助	未学習のまま体験 介護場面での直接指導	・口があまり開けられない人がいて。引っかけたり。習ってないもんだからよくわからないし。スプーンの引き方ちょっと教えてもらったんですけど授業でやってないなって。 ・スプーンを口まで持っていったら食べてくれる人だったから。食事介助…でも習ってない…応介助の方法は「こうだよ」っていう感じで。「こうやったらうまくいけるよ」って ・スプーンの角度がどの角度が口から溢れないのか。横から食べ物垂れてきて難しかったのと、2回ぐらい自分が介助している時にむせて…食事介助が本当に難しく、それで学んでいればよかったと。 ・「どうやったらできますか」と質問したときに、「嚥下…嚥下がどうかって。先ずその嚥下って単語がよくわかんなくて…勉強不足だなって。」 ・食事介助のトロミのある飲み物とか、ペースト状の食べ物とか…これからありますか…授業。 ・職員さんが「近くに誰もいなかったから一人にされて」凄めちゃっと怖かった。
5. 排泄	未学習のまま体験 プライベートゾーンケア の難しさ 介護場面での直接指導	・おむつ交換。紙テープのおむつ交換は、やったことが無い状態で…「この方はこういう感じでやったらいいよ」って教えていただいたのが結構印象に残っています。 ・簡便も【実習施設で】やっているの、ちょっとまあ…かなりインパクトが… ・一日の半分はおむつ交換だったから、おむつの当て方も自分で勉強すればよかったのかなと。 ・おむつの交換の仕方…【おむつの】当てかたとか…一通りの流れを【介護職員の方に】教えてもらいました。一から説明を受けてやったので、やったことがないからできるかなというのがあったけど、【自分の隣で】教えてくれる職員さんと同じ感じで介助したので、その経験が印象に残っています。 ・浣腸とか喀痰吸引のケアについて…どのように実践して、どういうところを気を付けているとか…そういうところまでは見学出来てなかったので授業で知っておくと理解が深まったのかなと… ・陰部洗浄…男性の陰部洗浄をしっかりできるようになりたい。 ・カテーテル、パウチをつけている方の清拭のやり方とかを知りたいです。
6. 保清	未学習のまま体験 プライベートゾーンケア の難しさ 介護場面での直接指導	・男性の髭剃りを洗いました。 ・入浴介助の利用者方の手足を洗ったことです。初めてやったことなんで、力加減とか分からなくて…弱めにやっちゃってもうちょっと力入れてと言われてしまって。 ・最初は見学だったけど、実習中に介助させてもらって。利用者の体を洗う場面があったので、その時の注意点とか入浴の仕方を学んでおけば、「洗ってください」って言われたときもしっかり注意しながら洗えると思うので、入浴に関する授業が多いといいなって… ・お湯を周囲に巻き散らかしたり…なかなかうまくいかなかったり…練習した方がいいのかな… ・陰部洗浄も最後やらせてもらって。やり方は教えてもらってたけどちょっと不安で…でも【介助方法が】合ってるよって言うてくれたので良かった。 ・ゴム長靴を履いて長めのゴムエプロンをして、介助していたのが印象に残りました。
7. バイタルサイン	バイタルサインの重要性和観察ポイント	・「バイタルチェックとは何なのか」というところから教えていただきました。バイタルチェックっていうのがどういう風に…どういう点に気をつけた方がいいのか事前に知っておいたら良かったなど… ・職員の方が利用者さんの身体状況をチェックしていて…そういうときに、とくにどの部分を観察しているのかちょっとよくわからなかったんで…そういうからだの変化について勉強したい。
8. 医療的ケア	医療的ケアが必要な方の緊急時対応	・浣腸している場面で、浣腸をした瞬間に血が出てきて…布団のシーツが真っ赤になるくらい大量に出てきたんで…そういう時の対処法を知りたいです。
10. 委員会・会議	申し送り内容の理解度 認知症の理解	・申し送り、朝礼に出ました。そこで何をメモすればいいか…申し送りの留意点を理解しておけばよかったと思いました。 ・認知症の方の手引きをしながら歩いたことが印象的でした。言動に戸惑いすぐに対応することができなかったんで…【職員から】「こういうときは1回部屋まで歩いて元の場所に戻った方が落ち着いてくれるよ」と助言されて…ああそうなんだって…

注1) Z校発行「介護実習要項(令和元年度版)」にある「生活支援技術実施体験チェックリスト」に沿って自由記述およびフォーカス・グループ・インタビューでの意見を整理した。本表では、学生の語りに挙がった項目を列挙した。

注2) 収集された文字テキストデータに対して、それぞれの部分を含む一種の「小見出し」である(佐藤2015)¹⁰⁾

注3) 対象者の語りを斜線で示した。[]内の文字はその語りを補足するものとして文脈に配慮しつつ筆者が加えたものである。文章内…は文書データの一部あるいは前後部分の省略を示すものである。

生活支援技術の教授方法について
－学生の介護実習体験と授業評価からの再検討－

表5 授業「生活支援技術」と実習Ⅰ内容の進度比較

	性別	実習種別	1. 環境整備	2. 移乗・移動	3. 着脱	4. 食事	5. 排泄	6. 保清	7. バイタル	8. 医療的ケア	9. 生活維持・拡大	10. 委員会・会議
1	男性	特養				食事	排泄・摘便					申し送り
2	男性	特養					排泄					
3	男性	老健										
4	男性	老健					浣腸		バイタル測定	喀痰吸引		申し送り
5	男性	老健						入浴				申し送り
6	女性	老健				食事	排泄					
7	女性	老健		移乗・移動		食事	排泄		バイタル測定			
8	女性	老健						入浴・整容		身体機能		申し送り
9	男性	障害				食事						申し送り
10	女性	障害	環境整備		衣服管理	食事		整容				申し送り
11	女性	障害		移乗・移動		食事				急変時の対応		
			学習し実習Ⅰへ			未学習の状況で実習Ⅰへ						学習し実習Ⅰへ

対象者の自由記述およびインタビューから、実習施設指導者が生活支援技術について①説明、②指導者自身の実践について手本を見せる、③学生の実習場面に付き添いリアルフィードバックをしてくれていること。加えて学生自身も、実習体験から再学習の必要性を感じていることも再確認できる。

さらに特筆すべき点として、申し送りに参加した経験から、「申し送り内容の理解度」が不十分だとその日の実習に影響がでるため、重要な体験だったと述べた。介護実習には「多職種協働の実践」という教育に含むべき事項がある。養成施設での座学、演習では経験することができない部分であり、そのリアルな体験を学生自身が言語化でき、自己課題を認識することが介護実習の魅力でもある。

V. まとめ

生活支援技術の教授方法について、学生の介護実習体験と授業評価から下記2点について再検討する必要があると考える。

1つ目は、実習時期および実習体験を踏まえた授業内容の再検討である。実習Ⅰは入学後、前期または後期の早い時期に行われるのが標準的である。特に2年課程の養成施設では修業年限も踏まえ、それが顕著である。生活支援技術で一定の学習をしても、多様な利用者の実習種

別により「未学習のまま体験」(たとえ指導者の説明があったとしても)する機会が多く、不安および習熟度の課題を抱えたままでの体験となると、利用者の生活に不利益を生じさせる可能性がある。

例えば「生活支援技術Ⅰ」60時間(30コマ)の授業内容について、対象者の語りにあった要望を踏まえつつ、生活支援技術全般の①目的、②利用者像、③その生活支援技術の効果、④実践における留意点に集約し、どの体験の機会を得ても「学習した経験」をもって臨める内容に再検討することである。

2つ目は、実習施設指導者との情報共有である。情報共有の機会の例として「実習指導者会議」が挙げられるが、学習内容と実習Ⅰで想定される実習体験をより具体的にすり合わせていく必要がある。実習Ⅰは比較的短期間(2校では7日間)のなかで、「利用者の生活の場、利用者の理解を中心とし、利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行う」内容が求められている。実習Ⅰ期間を鑑みると、実習施設での指導内容としては4つの尺度にある①その生活支援技術について、説明を受けた。②その生活支援技術について、指導者(介護職員)の支援現場を見学した。③その生活支援技術について、指導者(介護職員)の付添いのもと体

験した。を時系列に体験できるように要望し理解を得ていくことが必要である。

上記2点の再検討が加速すれば、実習プログラム内容の充実が図られ、利用者の最善の利益と実習体験する学生の充実度にもつながるものと考えている。

本研究の課題として、対象者が実習記録、実習メモを確認しつつも、アンケートおよびインタビュー内容に偏りが生じた可能性は否めない。また、インタビューについては対象者の意見を尊重しているものの、実習指導者へは実施していないことから、今後は実習指導者の意見も踏まえ、生活支援技術について再検討をしていきたい。

謝辞

回答に多くの時間を要する調査でありながらも、調査目的を理解し協力してくれたZ養成施設の学生の皆様と、実習1を始め後継者育成のために丁寧な実習指導を実践されている実習施設指導者の皆様に心より感謝申し上げます。

注

- 1) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター ホームページ 登録者数の状況 都道府県別登録者数・最新版 http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04.pdf (2020/01/31 アクセス) 本登録者数合計は現住所が海外の方32名を含んでいる。
- 2) 1987(昭和62)年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第2項では「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定められている。
- 3) 2007(平成19)年の「社会福祉士及び介護福祉法」の改正において、定義規定の見直しがあり「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護」に改められた。さらに2011(平成23)年の改正では、介護福祉士の業務に「喀痰吸引等」が付加された。
- 4) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 ホームページ 受験資格(資格取得ルート図) <http://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html> (2019/12/12 アクセス)
- 5) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 ホームページ 会員・養成施設一覧 http://kaiyokyo.net/member_data/hokkaido.php (2019/12/12 アクセス)
- 6) 2008(平成20)年4月に厚生労働省から示された「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」を参照されたい。なお、介護保険法等一部改正法により、2015(平成27)年度以降は介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、「医療的ケア(喀痰吸引等)」に関する教育(時間数50時間)を行うことが必要となった。
- 7) 平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業(2019)『介護福祉士の教育内容の見直しを踏まえた教授方法等に関する調査研究事業 報告書 介護福祉士養成課程 新カリキュラム 教育方法の手引き』公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 p.13
- 8) 社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 報告書(2017)「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」(平成29年10月4日)を参照されたい。
- 9) 2007(平成19)年 厚生労働省が示した資料「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」によると、実習施設・事業等(I)のねらいは「利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うこと」に重点を置いた実習と

位置づけている。実習施設・事業等（Ⅰ）の選定に当たっては（中略）短期間であっても訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを（中略）確保すること。種別の選定に当たっては（中略）特定の施設・事業所の種別に片寄ることのないよう、高齢者関係施設・事業等、障害者関係施設・事業等および児童関係施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮することが示されている。

- 10) 佐藤 郁哉 (2008)『質的データ分析法－原理・方法・実践－』新曜社 p.33

参考文献

- 介護福祉士養成講座編集委員会 (2014)：『新・介護福祉士養成講座 7 生活支援技術Ⅱ 第3版』中央法規出版
- 介護福祉士養成講座編集委員会 (2016)：『新・介護福祉士養成講座 10 介護総合演習・介護実習 第3版』中央法規出版.
- 介護福祉士養成講座編集委員会 (2017)：『新・介護福祉士養成講座 6 生活支援技術Ⅰ 第4版』中央法規出版
- 介護福祉士養成講座編集委員会 (2019)：『最新・介護福祉士養成講座 6 生活支援技術Ⅰ』中央法規出版
- 介護福祉士養成講座編集委員会 (2019)：『最新・介護福祉士養成講座 7 生活支援技術Ⅱ』中央法規出版
- 黒澤貞夫 (2008)：『介護福祉士養成新カリキュラム教育方法の手引』日本介護福祉士養成施設協会.
- 柴田範子編 (2009)：『介護福祉士養成テキストブック⑥ 生活支援技術Ⅰ』ミネルヴァ書房
- 柴田範子編 (2009)：『介護福祉士養成テキストブック⑦ 生活支援技術Ⅱ』ミネルヴァ書房
- Z校実習委員会 (2019)：「介護実習要項（令和元年度版）」Z校

